

(5) 会則変更 第5条(役員)の役員任期の変更にともなう修正

- ◇ 会計担当者の変更にあたり、会則によって支部設立年を証明する必要があることから、会則に設立年を明記する。
- ◇ 運営委員の任期短縮と、会計監査の任期明確化のため、会則にそれぞれの任期を明記する。

新	旧
<p>第一条(設立と名称)</p> <p>本会は、<u>一九七九(昭和五十四)年に設立され、日本近代文学会関西支部と称する。</u></p>	<p>第一条(名称)</p> <p>本会は、日本近代文学会関西支部と称する。</p>
<p>第五条(役員)</p> <p>本会に次の役員を置く。</p> <p>一、支部長 一名 運営委員 若干名 編集委員 若干名 会計監査 二名</p> <p>二、運営委員と編集委員は、各委員会でN会員から候補者を選出し、総会の承認を得る。</p> <p>三、支部長は、運営委員によって構成された選考委員会でN会員から候補者を選出し、総会の承認を得る。</p> <p>四、会計監査は支部長の委嘱により総会の承認を得る。</p> <p>五、役員任期を次のように定める。</p> <p>1 支部長の任期は二年とし、再任を妨げない。再任の場合はその任期を一年とし、連続して四期の選出は認めない。</p> <p>2 <u>運営委員の任期は二年とし、再任を妨げない。再任の場合はその任期を一年とし、連続して三期の選出は認めない。</u></p> <p>3 編集委員の任期は二年とする。</p> <p><u>4 会計監査の任期は一年とする。</u></p> <p>六、必要がある場合は、右役員以外に特別役員を置くことができる。</p> <p>特別役員は、運営委員会の議を経て支部長が委嘱する。</p>	<p>第五条(役員)</p> <p>本会に次の役員を置く。</p> <p>一、支部長 一名 運営委員 若干名 編集委員 若干名 会計監査 二名</p> <p>二、運営委員と編集委員は、各委員会でN会員から候補者を選出し、総会の承認を得る。</p> <p>三、支部長は、運営委員によって構成された選考委員会でN会員から候補者を選出し、総会の承認を得る。</p> <p>四、会計監査は支部長の委嘱により総会の承認を得る。</p> <p>五、役員任期を次のように定める。</p> <p>1 支部長の任期は二年とし、再任を妨げない。再任の場合はその任期を一年とし、連続して四期の選出は認めない。</p> <p>2 運営委員と監事の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし連続して三期の選出は認めない。</p> <p>3 編集委員の任期は二年とする。</p> <p>六、必要がある場合は、右役員以外に特別役員を置くことができる。</p> <p>特別役員は、運営委員会の議を経て支部長が委嘱する。</p>

二〇二三(令和五)年五月二十八日の総会で改正
二〇二四(令和六)年四月一日より施行